

第2号様式(第10条関係)

令和 6 年 4 月 30 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

末松 文信



令和5年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和5年度 政務活動費収支報告書

議員名 末松 文信

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	46,960	公明新聞1/2(R5年4月~R6年3月分) 八重山日報1/2(R5年4月~R6年3月分) 琉球新報1/2(R5年4月~R6年3月分)
事 務 所 費	647,362	家賃1/2(R5年4月~令和6年3月分) 電気1/2(R5年4月~令和6年3月分) 水道1/2(令和5年4月~令和6年3月分)
事 務 費	154,645	コピー機リース代・使用代1/2(令和5年4月~令和6年3月分) 固定電話1/2(R5年4月~令和6年3月分)
人 件 費	972,019	給与全額(R5年4月~令和6年3月分) 労働保険(令和5年度分)
合 計	1,820,986	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/11	公明新聞(4月)	1,887	1/2	943
5/10	公明新聞(5月)	1,887	1/2	943
6/13	公明新聞(6月)	1,887	1/2	943
7/12	公明新聞(7月)	1,887	1/2	943
8/10	公明新聞(8月)	1,887	1/2	943
9/13	公明新聞(9月)	1,887	1/2	943
10/20	公明新聞(10月)	1,887	1/2	943
11/21	公明新聞(11月)	1,887	1/2	943
1/26	公明新聞(12月)	1,887	1/2	943
2/9	公明新聞(1月)	1,887	1/2	943
3/26	公明新聞(2月)	1,887	1/2	943
4/12	公明新聞(3月)	1,887	1/2	943
5/22	八重山日報(4月)	2,700	1/2	1,350
6/20	八重山日報(5月)	2,700	1/2	1,350
7/20	八重山日報(6月)	2,900	1/2	1,450
8/21	八重山日報(7月)	2,900	1/2	1,450
9/20	八重山日報(8月)	2,900	1/2	1,450
10/20	八重山日報(9月)	2,900	1/2	1,450
11/20	八重山日報(10月)	2,900	1/2	1,450
12/20	八重山日報(11月)	2,900	1/2	1,450
1/22	八重山日報(12月)	2,900	1/2	1,450
2/20	八重山日報(1月)	2,900	1/2	1,450
3/21	八重山日報(2月)	2,900	1/2	1,450
4/22	八重山日報(3月)	2,900	1/2	1,450
5/9	琉球新報(4月分)	3,075	1/2	1,537
6/26	琉球新報(5月分)	3,075	1/2	1,537
7/6	琉球新報(6月分)	3,075	1/2	1,537
8/17	琉球新報(7月分)	3,075	1/2	1,537
9/20	琉球新報(8月分)	3,075	1/2	1,537
10/17	琉球新報(9月分)	3,075	1/2	1,537
11/6	琉球新報(10月分)	3,075	1/2	1,537
12/7	琉球新報(11月分)	3,075	1/2	1,537

統一様式一①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
1/11	琉球新報(12月分)	3,075	1/2	1,537
2/15	琉球新報(1月分)	3,075	1/2	1,537
3/14	琉球新報(2月分)	3,075	1/2	1,537
4/5	琉球新報(3月分)	3,075	1/2	1,537
資料購入費 充当合計				46,960

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2023年4月分 領収日 4月11日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-43643(2387)-1

4月分  
充当割合 1/2  
(1,887×1/2=943)  
充当金額 943円

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2023年5月分 領収日 5月10日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-43643(2387)

5月分  
充当割合 1/2  
(1,887×1/2=943)  
充当金額 943円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年6月分

領収日 6月13日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-43643(2387)-2

6月分

充当割合 1/2

(1,887 × 1/2 = 943)

充当金額 943円

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年7月分

領収日 7月12日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-43643(2387)-1

7月分

充当割合 1/2

(1,887 × 1/2 = 943)

充当金額 943円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2023年8月分 領収日 8月10日

領収金額 ¥1,887 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-43643 (2387)

8月分  
充当割合 1/2  
(1,887 × 1/2 = 943)  
充当金額 943円

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2023年9月分 領収日 9月13日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-43643 (2387) - 2

9月分  
充当割合 1/2  
(1,887 × 1/2 = 943)  
充当金額 943円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年10月分(10/01~10/31)領収日 10月20日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)  
 (8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 平良 聡  
 登録番号:T2810269115305  
 住所 糸満市兼城492-6  
 TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-43643(2387) ◆- 1

10月分  
 充当割合 1/2  
 (1,887×1/2=943)  
 充当金額 943円

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年11月分(11/01~11/30)領収日 11月2日

領収金額	¥1,887*
------	---------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)  
 (8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 平良 聡  
 登録番号:T2810269115305  
 住所 糸満市兼城492-6  
 TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-43643(2387)

11月分  
 充当割合 1/2  
 (1,887×1/2=943)  
 充当金額 943円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合は、ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容 お振込	取扱日 060126	連続番号 2333	取扱店番
銀行番号	取引店番	口座番号	
万	五千	二千	千
0	0	0	2
500	100	50	10
0	0	0	0
5	1		
0	0		
センター取引時刻 12:44:21	取引金額 ¥1,887		
センターコード	お取引後残高		
*****	備考(手数料)	¥110	
*****	デスクリヨウ	オツリ	¥3

お振込先

沖縄銀行

お受取人 タイラ サシ

ご依頼人 スエマツア ンシン

0980-43-5280  
振込日 06.01.26 N030096

◎沖縄銀行

12月分 充当割合 1/2

( 1,887×1/2=943 ) 充当金額 943 円

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合は、ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容 お振込	取扱日 060209	連続番号 0437	取扱店番
銀行番号	取引店番	口座番号	
万	五千	二千	千
0	0	0	2
500	100	50	10
0	0	0	0
5	1		
0	0		
センター取引時刻 14:09:54	取引金額 ¥1,887		
センターコード	お取引後残高		
*****	備考(手数料)	¥110	
*****	デスクリヨウ	オツリ	¥3

お振込先

沖縄銀行

お受取人 タイラ サシ

ご依頼人 スエマツア ンシン

0980-43-5280  
振込日 06.02.09 N031085

◎沖縄銀行

1月分 充当割合 1/2

( 1,887×1/2=943 ) 充当金額 943 円

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合は、ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容 お振込	取扱日 060326	連続番号 4159	取扱店番
銀行番号	取引店番	口座番号	
万	五千	二千	千
0	0	0	2
500	100	50	10
0	0	0	0
5	1		
0	0		
センター取引時刻 12:39:41	取引金額 ¥1,887		
センターコード	お取引後残高		
*****	備考(手数料)	¥110	
*****	デスクリヨウ	オツリ	¥3

お振込先

沖縄銀行

お受取人 タイラ サシ

ご依頼人 スエマツア ンシン

0980435280  
振込日 06.03.26 N030119

◎沖縄銀行

2月分 充当割合 1/2

( 1,887×1/2=943 ) 充当金額 943 円

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきん キャッシュカードご利用明細

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合は、ご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容 お振込	取扱日 060412	連続番号 20944	取扱店番
銀行番号	取引店番	口座番号	
万	五千	二千	千
0	1	0	0
500	100	50	10
0	0	0	0
5	1		
0	0		
センター取引時刻 13:33:19	取引金額 ¥1,887		
センターコード	お取引後残高		
*****	備考(手数料)	¥110	
*****	デスクリヨウ	オツリ	¥3,003

お振込先

沖縄銀行

お受取人 タイラ サシ

ご依頼人 スエマツア ンシン

0980435280  
振込日 06.04.12 N030068

◎沖縄銀行

3月分 充当割合 1/2

( 1,887×1/2=943 ) 充当金額 943 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

領収書

収入印紙

末松 文信 様

金額 ￥ 2,700 -

但し、 令和5年4月分購読料 (軽減税率対象) として上記正に領収いたしました。  
領収日 令和5年5月22日



株式会社八重山日報社  
代表取締役 宮良 薫  
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F  
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

4月分 充当割合 1/2 ( 2700×1/2=1,350 )  
充当金額 1, 3 5 0 円

領収書

収入印紙

末松 文信 様

金額 ￥ 2,700 -

但し、 令和5年5月分購読料 (軽減税率対象) として上記正に領収いたしました。  
領収日 令和5年6月20日



株式会社八重山日報社  
代表取締役 宮良 薫  
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F  
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

5月分 充当割合 1/2 ( 2700×1/2=1,350 )  
充当金額 1, 3 5 0 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

(令和5年6月分刊値上げ)

新聞雑誌等購読料

領収書

収入印紙

末松 文信 様

金額 ￥ 2,900 -

但し、 令和5年6月分購読料 (軽減税率対象) として上記正に領収いたしました。  
領収日 令和5年7月20日



THE YAEYAMA NIPPO

株式会社八重山日報社  
代表取締役 宮良 薫  
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F  
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

6 月分 充当割合 1/2 ( 2,900×1/2=1,450 )  
充当金額 1, 4 5 0 円

領収書

収入印紙

末松 文信 様

金額 ￥ 2,900 -

但し、 令和5年7月分購読料 (軽減税率対象) として上記正に領収いたしました。  
領収日 令和5年8月21日



THE YAEYAMA NIPPO

株式会社八重山日報社  
代表取締役 宮良 薫  
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F  
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

7 月分 充当割合 1/2 ( 2,900×1/2=1,450 )  
充当金額 1, 4 5 0 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

領収書

末松 文信 様

収入印紙

金額 ￥ 2,900 -

但し、 令和5年8月分購読料 (軽減税率対象) として上記正に領収いたしました。  
領収日 令和5年9月20日



株式会社八重山日報社  
代表取締役 宮良 薫  
〒907-0023 沖縄県糸島郡486-1 NTT八重山ビル2F  
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

8月分 充当割合 1/2 ( 2,900×1/2=1,450 )  
充当金額 1, 4 5 0 円

領収書

令和5年10月20日

末松 文信 様

金額 ￥ 2,900 -

但し、 令和5年9月分購読料 (軽減税率対象) として上記正に領収いたしました。

内訳

軽減税率	金額 (税抜)	2,685
8%	消費税額	215
税率	金額 (税抜)	
10%	消費税額	



株式会社八重山日報社  
代表取締役 宮良 薫  
〒907-0023 沖縄県糸島郡486-1 NTT八重山ビル2F  
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122  
登録番号：T9360001013205

領収者印

9月分 充当割合 1/2 ( 2,900×1/2=1,450 )  
充当金額 1, 4 5 0 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

領収書

令和5年11月20日

未松 文信 様

金額 ￥ 2,900 -

但し、令和5年10月分購読料（軽減税率対象）として上記正に領収いたしました。

内訳

軽減税率	金額（税抜）	2,685
8%	消費税額	215
税率	金額（税抜）	
10%	消費税額	



THE YAEYAMA NIPPO

株式会社八重山日報社  
代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石川郡糸島町486-1 NTT八重山ビル2F  
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

登録番号：T9360001013205

領収者印



10月分 充当割合 1/2 ( 2,900×1/2=1,450 )  
充当金額 1,450円

領収書

令和5年12月20日

未松 文信 様

金額 ￥ 2,900 -

但し、令和5年11月分購読料（軽減税率対象）として上記正に領収いたしました。

内訳

軽減税率	金額（税抜）	2,686
8%	消費税額	214
税率	金額（税抜）	
10%	消費税額	



THE YAEYAMA NIPPO

株式会社八重山日報社  
代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石川郡糸島町486-1 NTT八重山ビル2F  
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

登録番号：T9360001013205

領収者印



11月分 充当割合 1/2 ( 2,900×1/2=1,450 )  
充当金額 1,450円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

領収書

令和6年1月22日

末松 文信 様

金額 ￥ 2,900 -

但し、令和5年12月分購読料（軽減税率対象）として上記正に領収いたしました。

内訳

軽減税率	金額（税抜）	2,686
8%	消費税額	214
税率	金額（税抜）	
10%	消費税額	



THE YAEYAMA NIPPO

株式会社八重山日報  
 代表取締役 宮良  
 〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F  
 TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122  
 登録番号：T9360001013205



12月分 充当割合 1/2 ( 2,900×1/2=1,450 )  
 充当金額 1,450円

領収書

令和6年2月20日

末松 文信 様

金額 ￥ 2,900 -

但し、令和6年1月分購読料（軽減税率対象）として上記正に領収いたしました。

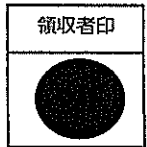
内訳

軽減税率	金額（税抜）	2,686
8%	消費税額	214
税率	金額（税抜）	
10%	消費税額	



THE YAEYAMA NIPPO

株式会社八重山日報  
 代表取締役 宮良  
 〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F  
 TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122  
 登録番号：T9360001013205



/ 月分 充当割合 1/2 ( 2,900×1/2=1,450 )  
 充当金額 1,450円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

領収書

令和6年3月21日

末松 文信 様

金額 ￥ 2,900 -

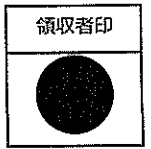
但し、令和6年2月分購読料（軽減税率対象）として上記正に領収いたしました。

内訳		
軽減税率	金額（税抜）	2,686
8%	消費税額	214
税率	金額（税抜）	
10%	消費税額	



THE YAEYAMA NIPPO

株式会社八重山日報社  
 代表取締役 宮良 薫  
 〒907-0023 沖縄県石川郡糸島町2486-1 NTT八重山ビル2F  
 TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122  
 登録番号：T9360001013205



2月分 充当割合 1/2 ( 2700 × 1/2 = 1,350 )  
 充当金額 1,350円

店番 [REDACTED] | 口座番号 [REDACTED]

末松 文信 様

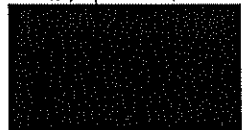


06-04-22 200 \*2,900RW. PIPPA 印ホウ

2月分 充当割合 1/2 ( 2700 × 1/2 = 1,350 )  
 充当金額 1,350円

八重山日報

海邦銀行



引落し

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2023年4月分 領収証 000004  
028-059-3-2-003550  
宮里448-5  
琉興リースビル201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

琉球新報

上記金額を領収しました。  
5年5月9日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 宇茂佐  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
店主 金城衛

担当者印

印刷日  
2023/04/10

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

4月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1,537 円

2023年5月分 領収証 000004  
028-059-3-2-003550  
宮里448-5  
琉興リースビル201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

琉球新報

上記金額を領収しました。  
5年6月26日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 宇茂佐  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
店主 金城衛

担当者印

印刷日  
2023/05/19

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

5月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1,537 円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2023 年 6 月分 領収証 000004  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
未松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

琉球新報

消費税額込

上記金額を領収しました。

5 年 7 月 6 日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 宇茂佐  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
店主 金城衛

担当者印

印刷日  
2023/06/14

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

6 月分

充当割合 1/2

(3,075 × 1/2 = 1,537)

充当金額 1,537 円

2023 年 7 月分 領収証 000004  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
未松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

琉球新報

消費税額込

上記金額を領収しました。

5 年 8 月 7 日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 宇茂佐  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
店主 金城衛

担当者印

印刷日  
2023/07/11

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

7 月分

充当割合 1/2

(3,075 × 1/2 = 1,537)

充当金額 1,537 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2023 年 8 月分 領収証 000004  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
<div style="text-align: center; font-size: 2em;">琉球新報</div>			消費税額込
			上記金額を領収しました。 5年9月20日

8月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1,537 円

※軽減税率対象

販売店 宇茂佐  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
店主 金城衛

読者ID [REDACTED] 担当者印 [REDACTED]

印刷日 2023/08/14

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2023 年 9 月分 領収証 000004  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
<div style="text-align: center; font-size: 2em;">琉球新報</div>			消費税額込
			上記金額を領収しました。 5年10月17日

9月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1,537 円

※軽減税率対象

販売店 宇茂佐  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
店主 金城衛

読者ID [REDACTED] 担当者印 [REDACTED]

印刷日 2023/09/19

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2023 年 10 月分 領収証 000005  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 5年11月6日
			読者ID [REDACTED]

10月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1,537 円

※軽減税率対象 (新聞定期購読)  
販売店 宇茂佐 担当者印  
登録番号 T4810002099094  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
印刷日 2023/10/11  
自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2023 年 11 月分 領収証 000005  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 5年12月7日
			読者ID [REDACTED]

11月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1,537 円

※軽減税率対象 (新聞定期購読)  
販売店 宇茂佐 担当者印  
登録番号 T4810002099094  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
印刷日 2023/11/13  
自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2023 年 12 月分 領収証 000005  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 6年1月11日
			読者ID [REDACTED]

12月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1,537 円

※軽減税率対象 (新聞定期購読)

販売店 宇茂佐  
登録番号 T4810002099094  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F

担当者印

印刷日  
2023/12/13

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2024 年 1 月分 領収証 000005  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 6年2月15日
			読者ID [REDACTED]

1月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1,537 円

※軽減税率対象 (新聞定期購読)

販売店 宇茂佐  
登録番号 T4810002099094  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F

担当者印

印刷日  
2024/01/12


自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料


2024 年 2 月分 領収証 000005  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
			上記金額を領収しました。 6年3月14日
			読者ID [REDACTED]

2 月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1, 537 円

※軽減税率対象 (新聞定期購読)  
販売店 宇茂佐  
登録番号 T4810002099094  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
印刷日 2024/02/14  
担当者印  
クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2024 年 3 月分 領収証 000005  
宮里448-5 028-059-3-2-003550  
琉興リースビル 201  
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税 227) 消費税額込
			上記金額を領収しました。 6年4月5日
			読者ID [REDACTED]

3 月分  
充当割合 1/2  
(3,075 × 1/2 = 1,537)  
充当金額 1, 537 円

※軽減税率対象 (新聞定期購読)  
販売店 宇茂佐  
登録番号 T4810002099094  
TEL 0980-54-9620  
住所 宮里1丁目7-15 1F  
印刷日 2024/03/11  
担当者印  
自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(4月～3月分)(93,000×12)	1,116,000	1/2	558,000
毎月払	事務所家賃振込手数料(4月～3月分)(330×12)	3,960	1/2	1,980
5/22	事務所従量電気代(4月分)	4,568	1/2	2,284
6/14	事務所従量電気代(5月分)	3,215	1/2	1,607
7/24	事務所従量電気代(6月分)	7,932	1/2	3,966
8/7	事務所従量電気代(7月分)	11,661	1/2	5,830
9/20	事務所従量電気代(8月分)	10,568	1/2	5,284
10/5	事務所従量電気代(9月分)	5,425	1/2	2,712
11/9	事務所従量電気代(10月分)	12,732	1/2	6,366
12/22	事務所従量電気代(11月分)	6,716	1/2	3,358
1/19	事務所従量電気代(12月分)	4,654	1/2	2,327
2/22	事務所従量電気代(1月分)	6,026	1/2	3,013
3/26	事務所従量電気代(2月分)	4,493	1/2	2,246
4/22	事務所従量電気代(3月分)	4,732	1/2	2,366
5/22	事務所低圧電気代(4月分)	4,258	1/2	2,129
6/14	事務所低圧電気代(5月分)	4,143	1/2	2,071
7/24	事務所低圧電気代(6月分)	4,609	1/2	2,304
8/7	事務所低圧電気代(7月分)	6,212	1/2	3,106
9/20	事務所低圧電気代(8月分)	5,960	1/2	2,980
10/5	事務所低圧電気代(9月分)	5,436	1/2	2,718
11/9	事務所低圧電気代(10月分)	7,227	1/2	3,613
12/22	事務所低圧電気代(11月分)	4,320	1/2	2,160
1/19	事務所低圧電気代(12月分)	4,430	1/2	2,215
2/22	事務所低圧電気代(1月分)	4,392	1/2	2,196
3/26	事務所低圧電気代(2月分)	4,453	1/2	2,226
4/22	事務所低圧電気代(3月分)	4,491	1/2	2,245
6/14	上下水道代(4月～5月分)	6,050	1/2	3,025
8/17	上下水道代(6月～7月分)	6,050	1/2	3,025
11/16	上下水道代(8月～9月分)	6,150	その他	3,025
12/22	上下水道代(10月～11月分)	6,050	1/2	3,025
2/22	上下水道代(12月～1月分)	1,870	1/2	935
4/22	上下水道代(2月～3月分)	6,050	1/2	3,025
事務所費 充当合計				647,362

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

# 領収証

No 002023

末松文信事務所 殿



金額 793000

(内、消費税等)

但し 琉興ビル201号室 令和5年4月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和5年 6月14日



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地  
TEL (098) 995-0360(代)  
FAX (098) 995-0379

内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
合計		

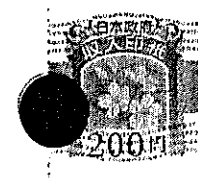
発行印

4月分  
充当割合 1/2  
 $(93,000 \times 1/2 = 46,500)$   
充当金額  
46,500円

# 領収証

No 002024

末松文信事務所 殿



金額 793000

(内、消費税等)

但し 琉興ビル201号室 令和5年5月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和5年 6月14日



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地  
TEL (098) 995-0360(代)  
FAX (098) 995-0379

内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
合計		

発行印

5月分  
充当割合 1/2  
 $(93,000 \times 1/2 = 46,500)$   
充当金額  
46,500円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

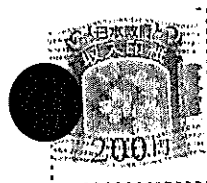
事務所費

家賃

領 収 証

No 002025

末松文信事務所 殿



金額											¥ 9 3 0 0 0
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------

(内、消費税等 )

但し琉興ビル201号室令和5年6月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和5年 7月24日



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地  
TEL (098) 995-0360(代)  
FAX (098) 995-0379

内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
合計		

発行印
-----

6月分

充当割合 1/2

(93,000×1/2=

46,500)

充当金額

46,500円

領 収 証

No 002027

末松文信事務所 殿



金額											¥ 9 3 0 0 0
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------

(内、消費税等 )

但し琉興ビル201号室令和5年7月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和5年 7月24日



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地  
TEL (098) 995-0360(代)  
FAX (098) 995-0379

内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
合計		

発行印
-----

7月分

充当割合 1/2

(93,000×1/2=

46,500)

充当金額

46,500円







充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

領収証

No 002036

未松文信事務所 殿

金額				¥	93,000
----	--	--	--	---	--------

(内、消費税等)



12月分

充当割合 1/2

(93,000 × 1/2 =

46,500)

充当金額

46,500 円

但し 琉興ビル201号室 令和5年12月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

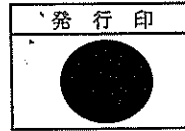
令和 6年 1月 16日

現金	
小切手	
振込	
手形	
相殺	
合計	



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地  
TEL (098) 995-0360(代)  
FAX (098) 995-0379



領収証

未松文信事務所 様

No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 93,000 -

但し 令和6年1月分 琉興ビル201号室家賃として

令和6年 2月 9日 上記正に領収いたしました。登録番号 \_\_\_\_\_

金額(税抜税込)	
消費税額等	
金額(税抜税込)	
消費税額等	



一般社団法人第一三興HOLDINGS

代表理事 山城 一樹  
沖縄県那覇市久茂地2丁目8番1号3階

1月分

充当割合 1/2

(93,000 × 1/2 =

46,500)

充当金額

46,500 円

令和6年1月より会社名変更(株)南部再資源化センター 一般社団法人第一三興HOLDINGS

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

領収証 未松文信事務所 様 No. \_\_\_\_\_

★ 493,000 =

但 令和6年2月分 琉興ビル201号室家賃7500

令和6年3月28日 上記正に領収いたしました。登録番号 \_\_\_\_\_

金額(税込税込)	
消費税額等	
金額(税込税込)	
消費税額等	

一般社団法人第一三興HOLDINGS  
代表理事 山城  
沖縄県那覇市久茂地2丁目8番地

2月分  
充当割合 1/2  
(75,000 × 1/2 = 46,500)  
充当金額  
46,500 円

領収証 未松文信事務所 様 No. \_\_\_\_\_

★ 493,000 =

但 令和6年3月分 琉興ビル201号室家賃7500

令和6年3月28日 上記正に領収いたしました。登録番号 \_\_\_\_\_

金額(税込税込)	
消費税額等	
金額(税込税込)	
消費税額等	

一般社団法人第一三興HOLDINGS  
代表理事 山城  
沖縄県那覇市久茂地2丁目8番地

3月分  
充当割合 1/2  
(93,000 × 1/2 = 46,500)  
充当金額  
46,500 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
050614		070078	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥93,330	
お取引時刻	お取引後残高		
12:35	おつり ¥6,670		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 カ.ナンブサイケンカセクタ様			
依頼人 スエマツブンシン様			
振込日 05-06-14			
振込金額 ¥93,000			
振込手数料 ¥330			
0614038			
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

4月分振込手数料 充当割合 1/2

( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
050614		070080	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥93,330	
お取引時刻	お取引後残高		
12:37	おつり ¥170		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 カ.ナンブサイケンカセクタ様			
依頼人 スエマツブンシン様			
振込日 05-06-14			
振込金額 ¥93,000			
振込手数料 ¥330			
0614040			
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

5月分振込手数料 充当割合 1/2

( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
050724		040385	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥93,330	
お取引時刻	お取引後残高		
14:52	おつり ¥0		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 カ.ナンブサイケンカセクタ様			
依頼人 スエマツブンシン様			
振込日 05-07-24			
振込金額 ¥93,000			
振込手数料 ¥330			
0724122			
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

6月分振込手数料 充当割合 1/2

( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
050724		040387	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥93,330	
お取引時刻	お取引後残高		
14:53	おつり ¥0		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 カ.ナンブサイケンカセクタ様			
依頼人 スエマツブンシン様			
振込日 05-07-24			
振込金額 ¥93,000			
振込手数料 ¥330			
0724124			
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

7月分振込手数料 充当割合 1/2

( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
05	10	05		090227	
			店舗番号	口座番号	番号
09			現金扱		
お取引内容			ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込				¥93,330	
お取引時刻			お取引後残高		
12:37			おつり ¥6,670		
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナンブサイシケンカセンタ様					
依頼人 スエマツブンシン様					
振込日			05-10-05		
振込金額			¥93,000		
振込手数料			¥330		
1005058			印紙税申告納付につき那覇税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

8 月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
05	11	13		090162	
			店舗番号	口座番号	番号
09			現金扱		
お取引内容			ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込				¥93,330	
お取引時刻			お取引後残高		
13:17			おつり ¥6,670		
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナンブサイシケンカセンタ様					
依頼人 スエマツブンシン様					
振込日			05-11-13		
振込金額			¥93,000		
振込手数料			¥330		
1113056			印紙税申告納付につき那覇税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

9 月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
05	12	22		070275	
			店舗番号	口座番号	番号
09			現金扱		
お取引内容			ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込				¥93,330	
お取引時刻			お取引後残高		
14:12			おつり ¥20		
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナンブサイシケンカセンタ様					
依頼人 スエマツブンシン様					
振込日			05-12-22		
振込金額			¥93,000		
振込手数料			¥330		
1222069			印紙税申告納付につき那覇税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

10 月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
06	01	16		090153	
			店舗番号	口座番号	番号
09			現金扱		
お取引内容			ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込				¥93,660	
お取引時刻			お取引後残高		
12:28			おつり ¥9,340		
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナンブサイシケンカセンタ様					
依頼人 スエマツブンシン様					
振込日			06-01-16		
振込金額			¥93,330		
振込手数料			¥330		
0116036			印紙税申告納付につき那覇税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

11 月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

ご利用明細 いつもご利用いただき  
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの  
うえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060116		090151	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥93,660		
お取引時刻	お取引後残高		
12:26	おつり ¥6,340		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 カ.ナンブ"サイシゲ"ンカセンタ様			
依頼人 スエマツ"ンシン" 様			
振込日 06-01-16			
振込金額 ¥93,330			
振込手数料 ¥330			
0116035			
印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

12月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

(株)南部再資源センター (控)

¥330

但し11月分家賃過払い分返金として  
令和6年1月16日 上記正に領収いたしました。

住 所: 糸満市西崎5-3-9

代表者名: (株)南部再資源センター

(株)南部再資源センター (控)

¥330

但し12月分家賃過払い分返金として  
令和6年1月16日 上記正に領収いたしました。

住 所: 糸満市西崎5-3-9

代表者名: (株)南部再資源センター

11月分330円過払いの返金

12月分330円過払いの返金

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

ご利用明細 いつもご利用いただき  
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの  
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060209		070318	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥93,330	
お取引時刻	お取引後残高		
13:28	おつり ¥6,670		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 タ イイチサンコウホールデ ィン様			
依頼人 スエマツア ンシン 様			
振込日 06-02-09			
振込金額 ¥93,000			
振込手数料 ¥330			
0209076			
印紙税申告納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

1 / 月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

ご利用明細 いつもご利用いただき  
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの  
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060328		080139	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥93,330	
お取引時刻	お取引後残高		
12:37	おつり ¥6,670		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 タ イイチサンコウホールデ ィン様			
依頼人 スエマツア ンシン 様			
振込日 06-03-28			
振込金額 ¥93,000			
振込手数料 ¥330			
0328057			
印紙税申告納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

2 / 月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円

ご利用明細 いつもご利用いただき  
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの  
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060328		080141	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥93,330	
お取引時刻	お取引後残高		
12:39	おつり ¥6,670		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 タ イイチサンコウホールデ ィン様			
依頼人 スエマツア ンシン 様			
振込日 06-03-28			
振込金額 ¥93,000			
振込手数料 ¥330			
0328058			
印紙税申告納 付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

3 / 月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

電気代  
低圧・従量

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 4月分

預収金額 4,568 円

料金 3,965 円  
再エネ賦課金 603 円

[再掲]  
消費税等相当額 415 円  
燃料費調整額 -528.52 円

ご使用量 175 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月19日	日附印
金融機関取扱期限日	5月29日	5. 5. 22
コンビニ等取扱期限日	6月 8日	沖縄海邦銀行 やんばる支店 T-7 収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

切り取りずみ金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 5月分

預収金額 3,215 円

料金 3,022 円  
再エネ賦課金 193 円

[再掲]  
消費税等相当額 292 円  
燃料費調整額 -416.78 円

ご使用量 138 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月16日	日附印
金融機関取扱期限日	6月26日	5. 6. 14
コンビニ等取扱期限日	7月 6日	沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

切り取りずみ金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 6月分

預収金額 7,932 円

料金 7,575 円  
再エネ賦課金 357 円

[再掲]  
消費税等相当額 721 円  
燃料費等調整額 -1,764.87 円

ご使用量 255 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月18日	日附印
金融機関取扱期限日	7月28日	出納済
コンビニ等取扱期限日	8月 7日	5. 7. 24
沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社

切り取りずみ金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

4月分 充当割合 1/2  
 $(4,568 \times \frac{1}{2} = 2,284)$  充当金額 2,284円

5月分 充当割合 1/2  
 $(3,215 \times \frac{1}{2} = 1,607)$  充当金額 1,607円

6月分 充当割合 1/2  
 $(7,932 \times \frac{1}{2} = 3,966)$  充当金額 3,966円

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 7月分

預収金額 11,661 円

料金 11,150 円  
再エネ賦課金 511 円

[再掲]  
消費税等相当額 1,060 円  
燃料費等調整額 -5,201.23 円

ご使用量 365 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月18日	日附印
金融機関取扱期限日	8月28日	出納済
コンビニ等取扱期限日	9月 7日	5. 8. 7
沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社

切り取りずみ金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 8月分

預収金額 10,568 円

料金 10,076 円  
再エネ賦課金 492 円

[再掲]  
消費税等相当額 960 円  
燃料費等調整額 -5,656.57 円

ご使用量 352 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月17日	日附印
金融機関取扱期限日	9月29日	出納済
コンビニ等取扱期限日	10月10日	5. 8. 20
沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社

切り取りずみ金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 9月分

預収金額 5,425 円

料金 5,145 円  
再エネ賦課金 280 円

[再掲]  
消費税等相当額 493 円  
燃料費等調整額 -3,552.03 円

ご使用量 200 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月18日	日附印
金融機関取扱期限日	10月27日	出納済
コンビニ等取扱期限日	11月 7日	5. 10. 5
沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社

切り取りずみ金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

7月分 充当割合 1/2  
 $(11,661 \times \frac{1}{2} = 5,830)$  充当金額 5,830円

8月分 充当割合 1/2  
 $(10,568 \times \frac{1}{2} = 5,284)$  充当金額 5,284円

9月分 充当割合 1/2  
 $(5,425 \times \frac{1}{2} = 2,712)$  充当金額 2,712円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

電気代

低圧・従量

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年10月分

領収金額	12,732 円
料金	12,185 円
再エネ賦課金	547 円

【再掲】  
消費税等相当額(10%) 1,157 円  
燃料費等調整額 -5,403.67 円

ご使用量 391 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月27日	日附印
金融機関 取扱期限日	11月27日	9
コンビニ等 取扱期限日	12月7日	11

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

10月分 充当割合 1/2

$(12,732 \times 1/2 = 6,366)$  充当金額 6,366 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年11月分

領収金額	6,716 円
料金	6,410 円
再エネ賦課金	306 円

【再掲】  
消費税等相当額(10%) 610 円  
燃料費等調整額 -3,153.58 円

ご使用量 219 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月18日	日附印
金融機関 取扱期限日	12月28日	5. 12. 22
コンビニ等 取扱期限日	1月7日	

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

11月分 充当割合 1/2

$(6,716 \times 1/2 = 3,358)$  充当金額 3,358 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年12月分

領収金額	4,654 円
料金	4,433 円
再エネ賦課金	221 円

【再掲】  
消費税等相当額(10%) 423 円  
燃料費等調整額 -2,347.81 円

ご使用量 158 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月15日	日附印
金融機関 取扱期限日	1月25日	出納済
コンビニ等 取扱期限日	2月4日	6. 1. 19

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

12月分 充当割合 1/2

$(4,654 \times 1/2 = 2,327)$  充当金額 2,327 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 1月分

領収金額	6,026 円
料金	5,764 円
再エネ賦課金	281 円
精算金額	-19 円

【再掲】  
消費税等相当額(10%) 547 円  
燃料費等調整額 -2,978.72 円

ご使用量 201 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月19日	日附印
金融機関 取扱期限日	2月29日	6. 2. 22
コンビニ等 取扱期限日	3月10日	

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

1月分 充当割合 1/2

$(6,026 \times 1/2 = 3,013)$  充当金額 3,013 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 2月分

領収金額	4,493 円
料金	4,281 円
再エネ賦課金	212 円

【再掲】  
消費税等相当額(10%) 408 円  
燃料費等調整額 -2,226.68 円  
課税対象額10% 4,493 円

ご使用量 152 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月18日	日附印
金融機関 取扱期限日	3月28日	6. 3. 26
コンビニ等 取扱期限日	4月7日	

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

2月分 充当割合 1/2

$(4,493 \times 1/2 = 2,246)$  充当金額 2,246 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 3月分

領収金額	4,732 円
料金	4,510 円
再エネ賦課金	222 円

【再掲】  
消費税等相当額(10%) 430 円  
燃料費等調整額 -2,316.50 円  
課税対象額10% 4,732 円

ご使用量 159 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月17日	日附印
金融機関 取扱期限日	4月26日	6. 4. 22
コンビニ等 取扱期限日	5月7日	

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

3月分 充当割合 1/2

$(4,732 \times 1/2 = 2,366)$  充当金額 2,366 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

電気代

(低圧・従量)

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年 4月分

領収金額	4,258 円
料金	4,152 円
再エネ賦課金	106 円

[再掲]  
消費税等相当額 387 円  
燃料費等調整額 -93.62 円

ご使用量 31 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月19日	日附印
金融機関 取扱期限日	5月29日	出納済
コンビニ等 取扱期限日	6月8日	5. 5. 22

沖縄海邦銀行  
やんばる支店  
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

月分 充当割合 1/2

$(4258 \times 1/2 = 2129)$  充当金額 2129 円

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年 5月分

領収金額	4,143 円
料金	4,106 円
再エネ賦課金	37 円

[再掲]  
消費税等相当額 376 円  
燃料費等調整額 -81.54 円

ご使用量 27 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月16日	日附印
金融機関 取扱期限日	6月26日	出納済
コンビニ等 取扱期限日	7月6日	5. 6. 14

沖縄海邦銀行  
やんばる支店  
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

5月分 充当割合 1/2

$(4143 \times 1/2 = 2071)$  充当金額 2071 円

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年 6月分

領収金額	4,609 円
料金	4,555 円
再エネ賦課金	54 円

[再掲]  
消費税等相当額 419 円  
燃料費等調整額 -279.06 円

ご使用量 39 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月18日	日附印
金融機関 取扱期限日	7月28日	出納済
コンビニ等 取扱期限日	8月7日	5. 7. 24

沖縄海邦銀行  
やんばる支店  
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

6月分 充当割合 1/2

$(4609 \times 1/2 = 2304)$  充当金額 2304 円

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年 7月分

領収金額	6,212 円
料金	6,044 円
再エネ賦課金	168 円

[再掲]  
消費税等相当額 564 円  
燃料費等調整額 -1,710.00 円

ご使用量 120 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月18日	日附印
金融機関 取扱期限日	8月28日	出納済
コンビニ等 取扱期限日	9月7日	5. 8. 7

沖縄海邦銀行  
やんばる支店  
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

7月分 充当割合 1/2

$(6212 \times 1/2 = 3106)$  充当金額 3106 円

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年 8月分

領収金額	5,960 円
料金	5,799 円
再エネ賦課金	161 円

[再掲]  
消費税等相当額 541 円  
燃料費等調整額 -1,848.05 円

ご使用量 115 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月18日	日附印
金融機関 取扱期限日	9月28日	出納済
コンビニ等 取扱期限日	10月7日	5. 9. 20

沖縄海邦銀行  
やんばる支店  
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

8月分 充当割合 1/2

$(5960 \times 1/2 = 2980)$  充当金額 2980 円

電気料金払込受領証

末松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年 9月分

領収金額	5,436 円
料金	5,305 円
再エネ賦課金	131 円

[再掲]  
消費税等相当額 494 円  
燃料費等調整額 -1,669.44 円

ご使用量 94 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月18日	日附印
金融機関 取扱期限日	10月27日	出納済
コンビニ等 取扱期限日	11月7日	5. 10. 5

沖縄海邦銀行  
やんばる支店  
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

9月分 充当割合 1/2

$(5436 \times 1/2 = 2718)$  充当金額 2718 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

電気代  
低圧・従量

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年10月分

領収金額 7,227 円

料金 6,987 円  
再エネ賦課金 240 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 657 円  
燃料費等調整額 -2,377.04 円

ご使用量 172 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月1日	日 附 印
金融機関取扱期限日	11月29日	11. 9
コンビニ等取扱期限日	12月7日	-11

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

10月分 充当割合 1/2

$(7,227 \times \frac{1}{2} = 3613)$  充当金額 3613 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年11月分

領収金額 4,320 円

料金 4,292 円  
再エネ賦課金 28 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 392 円  
燃料費等調整額 -288.00 円

ご使用量 20 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月18日	日 附 印
金融機関取扱期限日	12月28日	出納済
コンビニ等取扱期限日	1月7日	5. 12. 22

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

11月分 充当割合 1/2

$(4,320 \times \frac{1}{2} = 2160)$  充当金額 2160 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年12月分

領収金額 4,430 円

料金 4,393 円  
再エネ賦課金 37 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 402 円  
燃料費等調整額 -401.22 円

ご使用量 27 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月15日	日 附 印
金融機関取扱期限日	1月25日	出納済
コンビニ等取扱期限日	2月4日	6. 1. 19

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

12月分 充当割合 1/2

$(4,430 \times \frac{1}{2} = 2215)$  充当金額 2215 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 6年1月分

領収金額 4,392 円

料金 4,504 円  
再エネ賦課金 47 円  
精算金額 -159 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 399 円  
燃料費等調整額 -503.88 円

ご使用量 34 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月19日	日 附 印
金融機関取扱期限日	2月29日	出納済
コンビニ等取扱期限日	3月10日	6. 2. 22

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

1月分 充当割合 1/2

$(4,392 \times \frac{1}{2} = 2196)$  充当金額 2196 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 6年2月分

領収金額 4,453 円

料金 4,414 円  
再エネ賦課金 39 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 404 円  
燃料費等調整額 -410.20 円  
課税対象額10% 4,453 円

ご使用量 28 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月18日	日 附 印
金融機関取扱期限日	3月28日	出納済
コンビニ等取扱期限日	4月7日	6. 3. 26

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

2月分 充当割合 1/2

$(4,453 \times \frac{1}{2} = 2226)$  充当金額 2226 円

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4  
ご契約種別 低圧電力  
令和 6年3月分

領収金額 4,491 円

料金 4,449 円  
再エネ賦課金 42 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 408 円  
燃料費等調整額 -437.10 円  
課税対象額10% 4,491 円

ご使用量 30 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月17日	日 附 印
金融機関取扱期限日	4月26日	出納済
コンビニ等取扱期限日	5月7日	6. 4. 22

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

3月分 充当割合 1/2

$(4,491 \times \frac{1}{2} = 2245)$  充当金額 2245 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

水道

上下水道料金  
(納付書兼領収証)

令和 5年 6月 2日発行

水道番号 | 0114-1773-02

検針日：令和 5年 5月11日

末松 文信 様

給水 名護市宇宮里448番地の5  
場所 201

令和 5年 4月～令和 5年 5月分

納付期限 令和 5年 6月23日

用途	営業用
使用水量	4 m <sup>3</sup>
上水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
督促手数料	円
	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長



名護市水道事業企業出納員



料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。  
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間  
は保存して下さい。(お客様控え)

4・5月分 充当割合 1/2

(6050 x 1/2 = 3025)

充当金額 3,025 円

上下水道料金  
(納付書兼領収証)

令和 5年 8月 2日発行

水道番号 | 0114-1773-02

検針日：令和 5年 7月12日

末松 文信 様

給水 名護市宇宮里448番地の5  
場所 201

令和 5年 6月～令和 5年 7月分

納付期限 令和 5年 8月23日

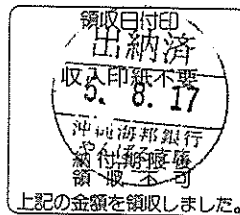
用途	営業用
使用水量	3 m <sup>3</sup>
上水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
督促手数料	円
	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長



名護市水道事業企業出納員



料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。  
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間  
は保存して下さい。(お客様控え)

6・7月分 充当割合 1/2

(6050 x 1/2 = 3025)

充当金額 3,025 円

上下水道料金督促状 (納付書兼領収証)

令和 5年11月10日発行

水道番号 | 0114-1773-02

検針日：令和 5年 9月11日

末松 文信 様

名護市宇宮里448番地の5  
場所 201

令和 5年 8月～令和 5年 9月分

納付期限 令和 5年11月24日

用途	営業用
使用水量	3 m <sup>3</sup>
上水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
督促手数料	100 円
	円
合計金額	6,150 円

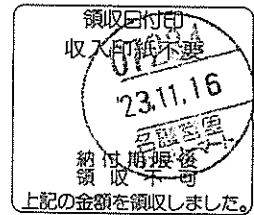
(10%対象 6,050 円 内税 550 円)

登録番号 T4800020002833

名護市長



名護市水道事業企業出納員



料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。  
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間  
は保存して下さい。(お客様控え)

8・9月分 充当割合 1/2

(6150 - 100 = 6050)

(6050 x 1/2 = 3025)

当金額 3,025 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

水道

上下水道料金（納付書兼領収証）

令和 5年12月 4日発行

水道番号 0114-1773-02

検針日：令和 5年11月13日

末松 文信 様  
名護市宇宮里448番地の5  
201

令和 5年10月～令和 5年11月分

納付期限 令和 5年12月25日

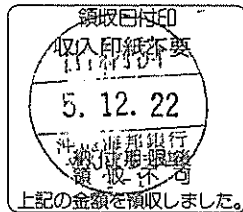
用途	営業用	
使用水量	4	m <sup>3</sup>
上水道料金	4,180	円
下水道料金	1,870	円
督促手数料		円
合計金額	6,050	円

(10%対象 6,050 円 内税 550 円)

登録番号 T4800020002833

名護市長 市長印

名護市水道事業企業出納員 出納員印



料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存して下さい。

10・11月分 充当割合 1/2

$$(6050 \times 1/2 = 3025)$$

充当金額 3025円

上下水道料金（納付書兼領収証）

令和 6年 2月 2日発行

水道番号 0114-1773-02

検針日：令和 6年 1月15日

末松 文信 様  
名護市宇宮里448番地の5  
201

令和 5年12月～令和 6年 1月分

納付期限 令和 6年 2月26日

用途	業務用排水	
使用水量	4	m <sup>3</sup>
上水道料金	0	円
下水道料金	1,870	円
督促手数料		円
合計金額	1,870	円

(10%対象 1,870 円 内税 170 円)

登録番号 T4800020002833

名護市長 市長印

名護市水道事業企業出納員 出納員印



料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存して下さい。

12・1月分 充当割合 1/2

$$(1870 \times 1/2 = 935)$$

充当金額 935円

上下水道料金（納付書兼領収証）

令和 6年 3月31日発行

水道番号 0114-1773-02

検針日：令和 6年 3月 9日

末松 文信 様  
名護市宇宮里448番地の5  
201

令和 6年 2月～令和 6年 3月分

納付期限 令和 6年 4月23日

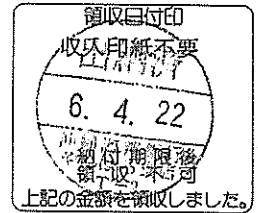
用途	営業用	
使用水量	4	m <sup>3</sup>
上水道料金	4,180	円
下水道料金	1,870	円
督促手数料		円
合計金額	6,050	円

(10%対象 6,050 円 内税 550 円)

登録番号 T4800020002833

名護市長 市長印

名護市水道事業企業出納員 出納員印



料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存して下さい。

2・3月分 充当割合 1/2

$$(6050 \times 1/2 = 3025)$$

充当金額 3025円

統一様式 - ②

事務所概要申告票

議員名 末松 文信

1. 物件の所在

住所	名護市宮里448-5 琉興ビル201	
電話番号	0980-43-5280	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

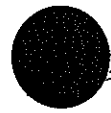
※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 (株式会社 南部再資源センター ) ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: <input type="checkbox"/> 関連会社 / <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

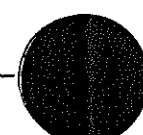
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

末松 文信



賃貸人 氏名 株式会社 南部再資源センター



住所 糸満市西崎町5丁目3番9

統一様式-③

事務所費充当状況申告票

議員名 禾松 文信

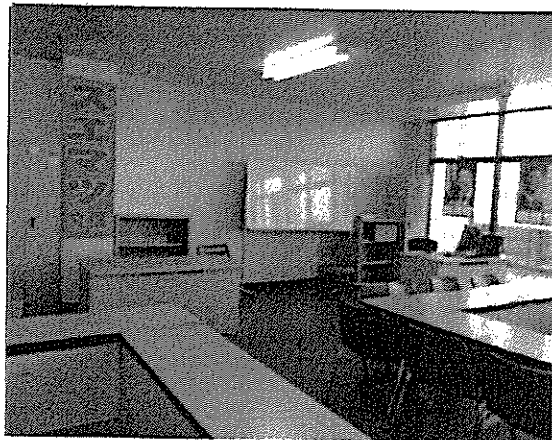
1. 事務所の状況

住所	石巻市高里448-5 琉興リスビル.201 (貸ビル)
----	-----------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	50%
------	-----

充当割合の説明：自民党石巻支部事務所と併設のため

(関係経費)

家賃(月額)	90,000 円
その他	共益費 3,000円 円

(充当額)

家賃(月額)	45,000円
その他	1,500 円 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

禾松 文信





建物質貸借契約書

賃貸人(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)並びに乙の連帯保証人(以下「丙」という)とは、以下の条項により、建物質貸借契約(以下「本契約」という)を締結し、それを証するため本契約書2通を作成し、甲及び乙はその1通を保有する。

2018年 12月 30日

(1) 賃貸借の目的物

建 物	所在地	沖縄県名護市宮里448-5			
	名称	琉興ビル			
	構造等	鉄筋コンクリート造 3階建			
	築年月	1991年 11月			
住 戸	住戸番号	201 号室	専有面積	119 m <sup>2</sup>	間取り
付 属	敷地内駐車場		番		

(2) 契約期間

契約期間	始期	2019年1月1日	から	終期	2023年12月31日	までの	年間
------	----	-----------	----	----	-------------	-----	----

(3) 賃料等

賃料	月額	90,000 円	毎月末日までに、翌月分を「口座振込」の方法で支払う。 振込手数料等は乙の負担とする。
共益費	月額	3,000 円	
駐車場代	月額	0 円	
礼金		0 円	
敷金		90,000 円	家賃入金口座 琉球銀行 [REDACTED] 口座名義: (株)南部再資源化センター 琉興マンション管理室
保証委託料		円	
家財保険料	2年間	円	
更新料		無し	

(4) 特約事項

<p>・乙は、貸室の退去時には次に掲げる費用を負担する。</p> <p>①畳の表替えは、入居期間が短期間であっても4,000円(税別)で張り替えるものとする。</p> <p>②ハウスクリーニング代は乙の負担とし、甲の指定する業者へ依頼する。</p> <p>③ハウスクリーニングにかかる電気・水道代として、一律2,000円を徴収する。</p> <p>④カギの交換代8,000円(税別)は、乙負担とする。</p>
--

(5) 契約の当事者

賃貸人(甲)	住所	沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地9		
	氏名	株式会社南部再資源化センター	TEL:	098-995-0360
賃借人(乙)	住所	名護市 大西 4-15-5		
	氏名	末松 文信	TEL:	[REDACTED]
	同居人氏名		TEL:	
連帯保証人(丙)	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	TEL:	[REDACTED]

(6) 媒介業者

媒介業者	免許番号			
	所在名称			
	TEL:			
	宅地建物取引主任者	沖縄県知事	FAX:	

# 事務所費

## 第1条(総則)

甲は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)を本契約に定める条件により乙に賃貸し、乙は本物件を賃借する。

## 第2条(使用目的)

乙は事務所としてのみを目的として使用しなければならない。

## 第3条(入居人)

本物件に入居する人は、頭書(5)に記載する乙およびその同居人とする。

## 第4条(契約期間)

- 1 契約期間は、頭書(2)に記載のとおりとする。
- 2 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。
- 3 乙およびその同居人が本物件を退去した場合は、契約期間中であっても、本契約は終了する。

## 第5条(賃料)

- 1 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1カ月に満たない期間の賃料は、その月の日数での日割計算した額とする。
- 3 甲および乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議のうえ、賃料を改定することができる。
  - ① 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
  - ② 土地または建物の価値の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
  - ③ 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

## 第6条(共益費)

- 1 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という)に充てるため、共益費を、その定めのある場合は、甲に支払うこととする。
- 2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1カ月に満たない期間の共益費は、その月の日数での日割計算した額とする。
- 4 甲および乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議のうえ、共益費を改定することができる。

## 第7条(敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)の記載する敷金を甲に預け入れることとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定に基づき甲が敷金を返還する場合は、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差引くことができる。
- 5 前項の規定に基づき甲が債務の額を敷金から差引く場合は、甲は、敷金から差引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

## 第8条(遅滞損害金)

乙は、頭書(3)に規定する支払期日までに賃料および共益費の全部または一部を支払わなかったときは、遅滞した額に対し、支払期日の翌日から当該賃料および共益費の支払日までの日数に応じ、年14.6%の割合による遅滞損害金を甲に支払わなければならない。

## 第9条(禁止または制限される行為)

- 1 乙は、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 2 乙は、本物件の増築、改築または改造を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、別表1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表2に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は、本物件の使用にあたり、別表3に掲げる項目に該当する場合には、甲に通知しなければならない。
- 6 乙が暴力組織の構成員ないし準構成員であってはならないのは勿論のこと、本物件に暴力組織、およびそれに類する団体(反社会的勢力)に関係するものを出入りさせてはならない。
- 7 乙の相続人は、乙が死亡した場合には、直ちに甲に通知しなければならない。

## 事務所費

### 第10条(修繕)

- 1 甲は、別表4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

### 第11条(費用負担)

- 1 乙は本物件で使用する電気、ガス、上下水道、電話等の諸料金、その他乙の生活から生じる一切の諸料金、ならびに自治会費等の諸費用を負担する。
- 2 乙または入居者は、本契約が存続する間、継続して住宅総合保険に加入し、その費用を負担する。

### 第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
  - ①第5条第1項に規定する賃料支払義務
  - ②第6条第2項に規定する共益費支払義務
  - ③前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる項目に該当した場合において、当該項目に該当したことにより、本契約継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
  - ①第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に違反したとき
  - ②第9条各項に規定する乙の義務に違反したとき
  - ③その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき
  - ④本物件の賃貸借申込書についての虚偽事項の記載その他不正な方法により入居したとき
- 3 乙が、本物件を甲に無断で15日以上に渡って引き続いて留守にし、しかも、その間に乙から甲に対して、何等の連絡もしなかった場合には、その留守期間の満1カ月目をもって、乙は本契約を解除したととする。

### 第13条(解約の申入れ)

- 1 甲は、乙に対して少なくとも180日前に正当な事由に基づき書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して少なくとも30日前に書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申入れの日から30日分の賃料・共益費(本契約の解約後の賃料相当額・共益費相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、随時に本契約を解約することもできる。
- 4 本条項の解約申入れの日は、当事者がその書面を相手方に出した郵便物の消印をもって充てる。

### 第14条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲および乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容および方法について協議することとする。
- 4 乙は、本契約が終了した後において本物件を明け渡さないときは、不法居住による賠償金として契約終了日の翌日から明渡し日までの期間につき、賃料および共益費の日割額の2倍に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、甲は、特別の事情があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

### 第15条(立入り)

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

## 第16条(連帯債務)

本契約上生じる乙の甲に対する一切の債務は、丙が連帯して履行義務を負うこととする。  
 なお、丙は本契約が更新された後も、引き続き連帯保証人としての責めを負うものとする。

## 第17条(天災および収用)

天災、地変、その他甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が収用、または使用を制限され賃貸借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害についても甲はその責めを負わないものとする。

## 第18条(法人契約)

- 乙が法人の場合は、原則として入居者を定め、入居者の入れ替えはできないものとする。また、乙は入居者に本契約各条文等を遵守させなければならない。
- 本契約終了の際、乙は責任をもって入居者を立退かせ、本物件の完全な明渡しを行わなければならない。

## 第19条(代理交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体・個人を問わず弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

## 第20条(規定外事項および疑義)

甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決することとする。

## 第21条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

## 第22条(特約条項)

頭書(4)に記載のとおり。

### 別表第1(第9条第3項関係)

- ①鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- ②大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること
- ③排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- ④大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
- ⑤犬、猫、鳥、魚等の動物を飼育すること
- ⑥本物件を故意に損傷すること
- ⑦同居生活の秩序を乱す行為をすること

### 別表第2(第9条第4項関係)

- ①階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- ②本物件、および階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- ③頭書(5)に記載する同居人に新たに親族(事実上の婚姻関係と同様の事情にある人その他の婚姻の予約人を含む)以外の人を追加すること
- ④本物件の様態替えその他工作を加えること
- ⑤敷地内に工作物を築造し、または敷地の現状を変更すること
- ⑥玄関の錠の取替え、取付けを行うこと

### 別表第3(第9条第5項関係)

- ①頭書(5)に記載する同居人に新たに親族を追加するとき
- ②14日以上継続して本物件を留守にするとき
- ③乙および丙の氏名・勤務先・連絡先等に変更があったとき
- ④乙が破産等の申立てを行ったとき
- ⑤本物件が損傷し、または損傷するおそれが生じたとき

### 別表第4(第10条関係)

- ①畳表の取替え、裏返し
- ②障子紙・ふすま紙の張替え
- ③電球、蛍光灯の取替え
- ④ヒューズの取替え
- ⑤給水栓(パッキン)の取替え
- ⑥排水栓(パッキン)の取替え
- ⑦その他費用が軽微な修繕

## 建物賃貸借契約書

賃貸人(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)並びに乙の連帯保証人(以下「丙」という)とは、以下の条項により、建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結し、それを証するため本契約書2通を作成し、甲及び乙はその1通を保有する。

2023年 12月 30日

## (1) 賃貸借の目的物

建 物	所在地	沖縄県名護市字宮里448-5		
	名称	琉興ビル		
	構造等	鉄筋コンクリート造 3階建		
	築年月	1991年 11月		
住 戸	住戸番号	201 号室	専有面積	119 m <sup>2</sup>
付 属	敷地内駐車場		番	間取り

## (2) 契約期間

契約期間	始期	2024年 1月 1日	から	終期	2025年 12月 31日	までの	2年間
------	----	-------------	----	----	---------------	-----	-----

## (3) 賃料等

賃 料	月額	90,000 円	毎月30日までに、翌月分を「口座振込」の方法で支払う。 振込手数料等は乙の負担とする。
共益費	月額	3,000 円	
駐車場代	月額	円	
礼 金		0 円	家賃入金口座 琉球 銀行 口座名義: (株)南部再資源化センター 琉興マンション管理室
敷 金		90,000 円	
保証委託料		円	
家財保険料	2年間	円	
更新料		無し	

## (4) 特約事項

乙は、貸室の退去時には次に掲げる費用を負担する。	
①	ハウスクリーニング代は、甲の指定する業者へ依頼し、退去の立ち会いを行うものとする。
②	ハウスクリーニングにかかる電気・水道代として、一律2,000円をいただくものとする。
③	カギの交換代10,000円(税別)は、乙負担とする。

設備の概要	電気	沖縄電力コールセンター 0120-586-390
	水道	名護市役所水道業務課 0980-53-1212(代)
	ガス	沖縄協同ガス 0980-52-3119

## (5) 契約の当事者

賃貸人(甲)	住 所	沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地9
	氏 名	株式会社南部再資源化センター TEL: 098-995-0360
賃借人(乙)	住 所	名護市大西1-15-5
	氏 名	末松文信 TEL: [REDACTED]
	同居人氏名	TEL: [REDACTED]
連帯保証人(丙)	住 所	[REDACTED]
	氏 名	[REDACTED] TEL: [REDACTED]

# 事務所費

## 第1条(総則)

甲は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)を本契約に定める条件により乙に賃貸し、乙は本物件を賃借する。

## 第2条(使用目的)

乙は、事務所のみを目的として使用しなければならない。

## 第3条(入居人)

本物件に入居する人は、頭書(5)に記載する乙およびその同居人とする。

## 第4条(契約期間)

- 1 契約期間は、頭書(2)に記載のとおりとする。
- 2 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。
- 3 乙およびその同居人が本物件を退去した場合は、契約期間中であっても、本契約は終了する。

## 第5条(賃料)

- 1 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1か月に満たない期間の賃料は、その月の日数での日割計算した額とする。
- 3 甲および乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議のうえ、賃料を改定することができる。
  - ① 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
  - ② 土地または建物の価値の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
  - ③ 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

## 第6条(共益費)

- 1 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という)に充てるため、共益費を、その定めのある場合は、甲に支払うこととする。
- 2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1か月に満たない期間の共益費は、その月の日数での日割計算した額とする。
- 4 甲および乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議のうえ、共益費を改定することができる。

## 第7条(敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)の記載する敷金を甲に預け入れることとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定に基づき甲が敷金を返還する場合は、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差引くことができる。
- 5 前項の規定に基づき甲が債務の額を敷金から差引く場合は、甲は、敷金から差引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

## 第8条(遅滞損害金)

乙は、頭書(3)に規定する支払期日までに賃料および共益費の全部または一部を支払わなかったときは、遅滞した額に対し、支払期日の翌日から当該賃料および共益費の支払日までの日数に応じ、年14.6%の割合による遅滞損害金を甲に支払わなければならない。

## 第9条(禁止または制限される行為)

- 1 乙は、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 2 乙は、本物件の増築、改築または改造を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、別表1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表2に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は、本物件の使用にあたり、別表3に掲げる項目に該当する場合には、甲に通知しなければならない。
- 6 乙が暴力組織の構成員ないし準構成員であってはならないのは勿論のこと、本物件に暴力組織、およびそれに類する団体(反社会的勢力)に関係するものを出入りさせてはならない。
- 7 乙の相続人は、乙が死亡した場合には、直ちに甲に通知しなければならない。

## 事務所費

### 第10条(修繕)

- 1 甲は、別表4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

### 第11条(費用負担)

- 1 乙は本物件で使用する電気、ガス、上下水道、電話等の諸料金、その他乙の生活から生じる一切の諸料金、ならびに自治会費等の諸費用を負担する。
- 2 乙または入居者は、本契約が存続する間、継続して住宅総合保険に加入し、その費用を負担する。

### 第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
  - ①第5条第1項に規定する賃料支払義務
  - ②第6条第2項に規定する共益費支払義務
  - ③前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる項目に該当した場合において、当該項目に該当したことにより、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
  - ①第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に違反したとき
  - ②第9条各項に規定する乙の義務に違反したとき
  - ③その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき
  - ④本物件の賃貸借申込書についての虚偽事項の記載その他不正な方法により入居したとき
- 3 乙が、本物件を甲に無断で15日以上に渡って引き続いて留守にし、しかも、その間に乙から甲に対して、何等の連絡もしなかった場合には、その留守期間の満1カ月目をもって、乙は本契約を解除したととする。

### 第13条(解約の申入れ)

- 1 甲は、乙に対して少なくとも180日前に正当な事由に基づき書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して少なくとも30日前に書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申入れの日から30日分の賃料・共益費(本契約の解約後の賃料相当額・共益費相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、随時に本契約を解約することもできる。
- 4 本条項の解約申入れの日は、当事者がその書面を相手方に出した郵便物の消印をもって充てる。

### 第14条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲および乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容および方法について協議することとする。
- 4 乙は、本契約が終了した後において本物件を明け渡さないときは、不法居住による賠償金として契約終了日の翌日から明渡し日までの期間につき、賃料および共益費の日割額の2倍に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、甲は、特別の事情があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

### 第15条(立入り)

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

# 事務所費

## 第16条(連帯債務)

本契約上生じる乙の甲に対する一切の債務は、丙が連帯して履行義務を負うこととする。  
なお、丙は本契約が更新された後も、引き続き連帯保証人としての責めを負うものとする。

## 第17条(天災および収用)

天災、地震、その他甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が収用、または使用を制限され賃貸借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害についても甲はその責めを負わないものとする。

## 第18条(法人契約)

- 乙が法人の場合は、原則として入居者を定め、入居者の入れ替えはできないものとする。また、乙は入居者に本契約各条文等を遵守させなければならない。
- 本契約終了の際、乙は責任をもって入居者を立退かせ、本物件の完全な明渡しを行わなければならない。

## 第19条(代理交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体・個人を問わず弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

## 第20条(規定外事項および疑義)

甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決することとする。

## 第21条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

## 第22条(特約条項)

頭書(4)に記載のとおり。

### 別表第1(第9条第3項関係)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること</li><li>②大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること</li><li>③排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと</li><li>④大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと</li><li>⑤犬、猫、鳥、魚等の動物を飼育すること</li><li>⑥本物件を故意に損傷すること</li><li>⑦共同生活の秩序を乱す行為をすること</li></ol> |
|---|

### 別表第2(第9条第4項関係)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと</li><li>②本物件、および階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること</li><li>③頭書(5)に記載する同居人に新たに親族(事実上の婚姻関係と同様の事情にある人その他の婚姻の予約人を含む)以外の人を追加すること</li><li>④本物件の模様替えその他工作を加えること</li><li>⑤敷地内に工作物を築造し、または敷地の現状を変更すること</li><li>⑥玄関の錠の取替え、取付けを行うこと</li></ol> |
|--|

### 別表第3(第9条第5項関係)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①頭書(5)に記載する同居人に新たに親族を追加するとき</li><li>②14日以上継続して本物件を留守にするとき</li><li>③乙および丙の氏名・勤務先・連絡先等に変更があったとき</li><li>④乙が破産等の申立てを行ったとき</li><li>⑤本物件が損傷し、または損傷するおそれが生じたとき</li></ol> |
|--|

### 別表第4(第10条関係)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①畳表の取替え、裏返し</li><li>②障子紙・ふすま紙の張替え</li><li>③電球、蛍光灯の取替え(LED含)</li><li>④ヒューズの取替え</li><li>⑤給水栓(パッキン)の取替え</li><li>⑥排水栓(パッキン)の取替え</li><li>⑦その他費用が軽微な修繕</li></ol> |
|--|



統一様式-①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	コピー機リース代(4月~3月分)(@10,450×12)	125,400	1/2	62,700
5/23	コピーカウント代 4月分	6,330	1/2	3,165
6/23	コピーカウント代 5月分	7,716	1/2	3,858
7/24	コピーカウント代 6月分	8,589	1/2	4,294
8/23	コピーカウント代 7月分	4,726	1/2	2,363
9/25	コピーカウント代 8月分	5,045	1/2	2,522
10/23	コピーカウント代 9月分	5,896	1/2	2,948
11/24	コピーカウント代 10月分	12,459	1/2	6,229
12/25	コピーカウント代 11月分	22,221	1/2	11,110
1/23	コピーカウント代 12月分	6,914	1/2	3,457
2/26	コピーカウント代 1月分	7,393	1/2	3,696
3/25	コピーカウント代 2月分	10,710	1/2	5,355
5/1	固定電話代 4月分	6,738	1/2	3,369
5/31	固定電話代 5月分	7,128	1/2	3,564
6/30	固定電話代 6月分	9,332	1/2	4,666
7/31	固定電話代 7月分	6,864	1/2	3,432
8/31	固定電話代 8月分	6,679	1/2	3,339
10/2	固定電話代 9月分	6,723	1/2	3,361
10/31	固定電話代 10月分	7,066	1/2	3,533
11/30	固定電話代 11月分	7,328	1/2	3,664
1/4	固定電話代 12月分	7,066	1/2	3,533
1/31	固定電話代 1月分	7,233	1/2	3,616
2/29	固定電話代 2月分	6,604	1/2	3,302
4/1	固定電話代 3月分	7,139	1/2	3,569
事務費 充当合計		/	/	154,645

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3D10355

発行日 2023年 4月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき麹町  
税務署承認済

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



4月分 充当割合 1/2

(10,450 × 1/2 = 5,225)

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3E10J09

発行日 2023年 5月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき麹町  
税務署承認済

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー  
シャープファイナンス株式会社



5月分 充当割合 1/2

(10,450 × 1/2 = 5,225)

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3F10044

発行日 2023年 6月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



6月分 充当割合 1/2

(10,450 × 1/2 = 5,225)

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3G10H01

発行日 2023年 7月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



7月分 充当割合 1/2

(10,450 × 1/2 = 5,225)

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3H10X21

発行日 2023年 8月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき麹町  
税務署承認済

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



8月分 充当割合 1/2

( 10,450 × 1/2 = 5,225 )

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3I11D34

発行日 2023年 9月11日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき麹町  
税務署承認済

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町カニデングラー  
シャープファイナンス株式会社



9月分 充当割合 1/2

( 10,450 × 1/2 = 5,225 )

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3J10T44

発行日 2023年10月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき東  
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス（連絡請求書）について  
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。  
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の  
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



10月分 充当割合 1/2

( 10,450 × 1/2 = 5,225 )

充当金額 5,225円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3K10956

発行日 2023年11月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき東  
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス（速格請求書）について  
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。  
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の  
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー  
シャープファイナンス株式会社



1/1月分 充当割合 1/2

( 10,450 × 1/2 = 5,225 )

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 3L11P57

発行日 2023年12月11日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき東  
税務署承認済

- ※リース・割賦取引のインボイス（連絡請求書）について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
  2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー  
シャープファイナンス株式会社



12月分 充当割合 1/2

(10,450 × 1/2 = 5,225)

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 4A10562

発行日 2024年 1月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

※リース・割賦取引のインボイス（適格請求書）について  
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。  
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の  
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

印紙税申告納  
付につき東  
税務署承認済

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



/ 月分 充当割合 1/2

(10,450 × 1/2 = 5,225)

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 4B10L70

発行日 2024年 2月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき東  
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス（請求請求書）について  
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。  
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の  
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町タワー  
シャープファイナンス株式会社



2月分 充当割合 1/2

( 10,450 × 1/2 = 5,225 )

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 4C11188

発行日 2024年 3月11日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき東  
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス（適格請求書）について  
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。  
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の  
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



3月分 充当割合 1/2

( 10,450 × 1/2 = 5,225 )

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2023年05月26日  
領収証No. : 230500254792

末松文信事務所 御中

¥6,330-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2023年05月23日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



4月分 充当割合 1/2

(  $6,330 \times \frac{1}{2} = 3,165$  )

充当金額 3,165 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日：2023年06月28日  
領収証No.：230600256327

末松文信事務所 御中

¥7,716-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2023年06月23日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



5月分 充当割合 1/2 (県知事選挙で使用した為案分)

( $7716 \times \frac{1}{2} = 3858$ )

充当金額 3,858 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2023年07月27日  
領収証No. : 230700257768

末松文信事務所 御中

¥8,589-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2023年07月24日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



6月分 充当割合 1/2

$(8,589 \times \frac{1}{2} = 4,294)$

充当金額 4,294円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2023年08月28日  
領収証No. : 230800259252

末松文信事務所 御中

¥4,726-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2023年08月23日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



7月分 充当割合 1/2

( $4,726 \times 1/2 = 2,363$ )

充当金額 2,363 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2023年09月28日  
領収証No. : 230900260677

末松文信事務所 御中

¥5,045-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2023年09月25日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



8月分 充当割合 1/2

(  $5045 \times \frac{1}{2} = 2522$  )

充当金額 2,522 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2023年10月26日  
領収証No. : 231000261857

末松文信事務所 御中

¥5,896-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2023年10月23日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



9月分 充当割合 1/2

(  $5,896 \times 1/2 = 2,948$  )

充当金額 2,948 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2023年11月29日  
領収証No. : 231100263635

末松文信事務所 御中

¥12,459-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2023年11月24日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



10 月分 充当割合 1/2

(  $12,459 \times \frac{1}{2} = 6,229$  )

充当金額 6,229 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2023年12月28日  
領収証No. : 231200265367

末松文信事務所 御中

¥22,221-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2023年12月25日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



// 月分 充当割合 1/2

$(22,221 \times \frac{1}{2} = 11,110)$

充当金額 11,110 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日：2024年01月26日  
領収証No.：240100266679

末松文信事務所 御中

¥6,914-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2024年01月23日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



12月分 充当割合 1/2

$6,914 \times \frac{1}{2} = 3,457$  )

充当金額 3,457 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2024年02月29日  
領収証No. : 240200269006

末松文信事務所 御中

¥7,393-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2024年02月26日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



/ 月分 充当割合 1/2

(  $7393 \times \frac{1}{2} = 3696$  )

充当金額 3,696 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2024年03月28日  
領収証No. : 240300270908

末松文信事務所 御中

¥10,710-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2024年03月25日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



2月分 充当割合 1/2

(  $10710 \div 2 = 5355$  )

充当金額 5,355 円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

固定電話

05-05-01 | WTU | 6,738 | 〒70079646487

4月分 充当割合1/2  
(  $6,738 \times \frac{1}{2} = 3,369$  ) 充当金額 3,369 円

05-05-31 | WTU | 7,128 | 〒70079646487

5月分 充当割合1/2  
(  $7,128 \times \frac{1}{2} = 3,564$  ) 充当金額 3,564 円

05-06-30 | WTU | 9,332 | 〒70079646487

6月分 充当割合1/2  
(  $9,332 \times \frac{1}{2} = 4,666$  ) 充当金額 4,666 円

05-07-31 | WTU | 6,864 | 〒70079646487

7月分 充当割合1/2  
(  $6,864 \times \frac{1}{2} = 3,432$  ) 充当金額 3,432 円

05-08-31 | WTU | 6,679 | 〒70079646487

8月分 充当割合1/2  
(  $6,679 \times \frac{1}{2} = 3,339$  ) 充当金額 3,339 円

店番号 口座番号

[Redacted]

末松 文信 様

通帳

(銀行コード 0187) 琉球銀行



固定電話  
琉球銀行

[Redacted]

[Redacted]

引落し

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

固定電話

05-10-02 | WTU | 6,723 | 〒70079646487

9月分 充当割合1/2  
(  $6,723 \times 1/2 = 3,361$  ) 充当金額 3,361 円

05-10-31 | WTU | 7,066 | 〒70079646487

10月分 充当割合1/2  
(  $7,066 \times 1/2 = 3,533$  ) 充当金額 3,533 円

05-11-30 | WTU | 7,328 | 〒70079646487

11月分 充当割合1/2  
(  $7,328 \times 1/2 = 3,664$  ) 充当金額 3,664 円

06-01-04 | WTU | 7,066 | 〒70079646487

12月分 充当割合1/2  
(  $7,066 \times 1/2 = 3,533$  ) 充当金額 3,533 円

06-01-31 | WTU | 7,233 | 〒70079646487

/月分 充当割合1/2  
(  $7,233 \times 1/2 = 3,616$  ) 充当金額 3,616 円

06-02-29 | WTU | 6,604 | 〒70079646487

2月分 充当割合1/2  
(  $6,604 \times 1/2 = 3,302$  ) 充当金額 3,302 円

06-04-01 | WTU | 7,139 | 〒70079646487

3月分 充当割合1/2  
(  $7,139 \times 1/2 = 3,569$  ) 充当金額 3,569 円

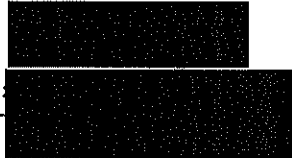


人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所



(令和5年度)

単位:円

月日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月2日	80,000	0	480	79,520	●	4月分
6月5日	80,000	0	480	79,520	●	5月分
7月5日	80,000	0	480	79,520	●	6月分
8月4日	80,000	0	480	79,520	●	7月分
9月5日	80,000	0	480	79,520	●	8月分
10月5日	80,000	0	480	79,520	●	9月分
11月4日	80,000	0	480	79,520	●	10月分
12月5日	80,000	0	480	79,520	●	11月分
1月5日	80,000	0	480	79,520	●	12月分
2月2日	80,000	0	480	79,520	●	1月分
3月5日	80,000	0	480	79,520	●	2月分
4月5日	80,000	0	480	79,520	●	3月分
合計	960,000		5,760	954,240		


人件費


令和 5 年度 雇用職員申告票

議員名 末松 文信

被雇用職員名	[Redacted]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和5年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted]   
住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 末松 文信 

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿     タイムカード     その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
主な就業場所	名護市宮里448-5 沖縄県議会末松文信事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成等
就業時間	午前10時 ~ 午後5時 (休憩1時間)
休日・休暇	土日祝日・盆休(1日)・年末年始 12月29日~1月3日 有給休暇14日・特別休暇
給与(賃金)	月給 80,000円
給与支払日	毎月月末〆切 5日払い
支払方法	直接払い
備 考	残業なし
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 5年 4月 3日

雇 用 者 氏 名 末 松 文 信



被雇用者 氏名




勤務実態申告票

【議員名 末松 文信】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等)</li> <li>・現地調査に係る補助随行(写真撮影、メモ作成等)</li> <li>・訪問先との連絡・調整等</li> </ul>	15%
	研修に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の準備・講演会の運営(プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等)</li> </ul>	20%
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等</li> <li>・ホームページの管理</li> <li>・広報紙の配布等</li> </ul>	25%
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請陳情先の機関との連絡・調整</li> <li>・住民相談、意見交換の対応</li> <li>・要請文、陳情文の作成等</li> </ul>	15%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議・住民相談会の準備・運営(資料作成、開催周知、連絡、調整等)</li> <li>・企業会団体との意見交換会の準備、運営等</li> </ul>	10%
	資料作成に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せ資料の作成</li> <li>・議会質問で使用するパネルの作成等</li> </ul>	10%
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品、消耗品等の管理</li> <li>・電話・来客対応、議員への連絡調整</li> <li>・政務活動費の管理、収支報告書の作成等</li> </ul>	5%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務	政務活動以外については、他の職員が対応しています		

令和5年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 末松 文信 

被雇用者 

人 件 費

4 月			5 月			6 月			
17日 月		1日 土	●	17日 水	●	1日 月	17日 土	●	1日 木
18日 火	●	2日 日	●	18日 木	●	2日 火	18日 日	●	2日 金
19日 水	●	3日 月	●	19日 金	●	3日 水	19日 月	●	3日 土
20日 木	●	4日 火	●	20日 土	●	4日 木	20日 火	●	4日 日
21日 金	●	5日 水	●	21日 日	●	5日 金	21日 水	●	5日 月
22日 土	●	6日 木	●	22日 月	●	6日 土	22日 木	●	6日 火
23日 日	●	7日 金	●	23日 火	●	7日 日	23日 金	●	7日 水
24日 月	●	8日 土	●	24日 水	●	8日 月	24日 土	●	8日 木
25日 火	●	9日 日	●	25日 木	●	9日 火	25日 日	●	9日 金
26日 水	●	10日 月	●	26日 金	●	10日 水	26日 月	●	10日 土
27日 木	●	11日 火	●	27日 土	●	11日 木	27日 火	●	11日 日
28日 金	●	12日 水	●	28日 日	●	12日 金	28日 水	●	12日 月
昭和9日 29日 土	●	13日 木	●	29日 月	●	13日 土	29日 木	●	13日 火
30日 日	●	14日 金	●	30日 火	●	14日 日	30日 金	●	14日 水
	●	15日 土	●	31日 水	●	15日 月		●	15日 木
	●	16日 日	●		●	16日 火		●	16日 金
出勤 15日			出勤 15日			出勤 15日			
欠勤 日			欠勤 日			欠勤 日			
早退 日			早退 日			早退 日			
遅刻 日			遅刻 日			遅刻 日			



人 件 費

7 月			8 月			9 月					
海の日	17日 月		1日 土	●	17日 木	●	1日 火		17日 日	●	1日 金
●	18日 火		2日 日	●	18日 金	●	2日 水	秋分の日	18日 月		2日 土
●	19日 水		3日 月		19日 土	●	3日 木	●	19日 火		3日 日
●	20日 木	●	4日 火		20日 日	●	4日 金	●	20日 水		4日 月
●	21日 金	●	5日 水		21日 月		5日 土	●	21日 木	●	5日 火
	22日 土	●	6日 木		22日 火		6日 日	●	22日 金	●	6日 水
	23日 日		7日 金		23日 水		7日 月	秋分の日	23日 土	●	7日 木
	24日 月		8日 土	●	24日 木		8日 火		24日 日		8日 金
●	25日 火		9日 日	●	25日 金	●	9日 水		25日 月		9日 土
●	26日 水		10日 月		26日 土	●	10日 木	●	26日 火		10日 日
●	27日 木	●	11日 火		27日 日	山の日	11日 金	●	27日 水		11日 月
●	28日 金	●	12日 水		28日 月		12日 土	●	28日 木	●	12日 火
	29日 土	●	13日 木	●	29日 火		13日 日		29日 金	●	13日 水
	30日 日	●	14日 金	●	30日 水		14日 月		30日 土	●	14日 木
	31日 月		15日 土	●	31日 木	●	15日 火			●	15日 金
			16日 日			●	16日 水				16日 土
出勤 15日			出勤 15日			出勤 15日					
欠勤 日			欠勤 日			欠勤 日					
早退 日			早退 日			早退 日					
遅刻 日			遅刻 日			遅刻 日					

人 件 費

10 月			11 月			12 月		
17日 火		1日 日	17日 金	●	1日 水	17日 日		1日 金
18日 水		2日 月	18日 土	●	2日 木	18日 月		2日 土
● 19日 木	●	3日 火	19日 日	文化の日	3日 金	● 19日 火		3日 日
● 20日 金	●	4日 水	20日 月		4日 土	● 20日 水		4日 月
21日 土	●	5日 木	● 21日 火		5日 日	● 21日 木	●	5日 火
22日 日	●	6日 金	● 22日 水		6日 月	● 22日 金	●	6日 水
23日 月		7日 土	<del>23日 木</del>	●	7日 火	23日 土	●	7日 木
● 24日 火		8日 日	● 24日 金	●	8日 水	24日 日	●	8日 金
● 25日 水	26-27日	9日 月	25日 土	●	9日 木	25日 月		9日 土
● 26日 木	●	10日 火	26日 日		10日 金	● 26日 火		10日 日
27日 金	●	11日 水	27日 月		11日 土	● 27日 水		11日 月
28日 土	●	12日 木	● 28日 火		12日 日	● 28日 木	●	12日 火
29日 日	●	13日 金	● 29日 水		13日 月	29日 金	●	13日 水
30日 月		14日 土	● 30日 木	●	14日 火	30日 土	●	14日 木
● 31日 火		15日 日			15日 水	31日 日		15日 金
		16日 月			● 16日 木			16日 土
出勤	14 日		出勤	14 日		出勤	14 日	
欠勤	日		欠勤	日		欠勤	日	
早退	日		早退	日		早退	日	
遅刻	日		遅刻	日		遅刻	日	

# 人 件 費

	1 月				2 月				3 月			
{	●	17日 水	年始休	1日 月	/	17日 土	●	1日 木	/	17日 日	●	1日 金
	●	18日 木	年始休	2日 火	/	18日 日	●	2日 金	/	18日 月	/	2日 土
	/	19日 金	年始休	3日 水	/	19日 月	/	3日 土	●	19日 火	/	3日 日
	/	20日 土	●	4日 木	●	20日 火	/	4日 日	●	20日 水	/	4日 月
	/	21日 日	●	5日 金	●	21日 水	/	5日 月	●	21日 木	●	5日 火
	/	22日 月	/	6日 土	●	22日 木	●	6日 火	●	22日 金	●	6日 水
	●	23日 火	/	7日 日	●	23日 金	●	7日 水	/	23日 土	●	7日 木
	●	24日 水	成人日	8日 月	/	24日 土	●	8日 木	/	24日 日	●	8日 金
	●	25日 木	/	9日 火	/	25日 日	●	9日 金	/	25日 月	/	9日 土
	●	26日 金	●	10日 水	/	26日 月	/	10日 土	●	26日 火	/	10日 日
	/	27日 土	●	11日 木	●	27日 火	●	11日 日	●	27日 水	/	11日 月
	/	28日 日	●	12日 金	●	28日 水	●	12日 月	●	28日 木	●	12日 火
	/	29日 月	/	13日 土	●	29日 木	/	13日 火	/	29日 金	●	13日 水
	●	30日 火	/	14日 日	/	/	/	14日 水	/	30日 土	●	14日 木
	●	31日 水	/	15日 月	/	/	●	15日 木	/	31日 日	/	15日 金
	/	/	●	16日 火	/	/	●	16日 金	/	/	/	16日 土
出勤		14日		出勤		14日		出勤		14日		
欠勤		日		欠勤		日		欠勤		日		
早退		日		早退		日		早退		日		
遅刻		日		遅刻		日		遅刻		日		

充当割合：政務活動費のみ全額充当

人件費

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収助成 保険料収入及び  
一般拠出金収入

労働保険  
特別会計

0847

厚生労働省  
所管

6118

※令和

05

年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 番号	※CD	※証券受領
47103004496-000					1	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号：令和は9)

元号 5 期

※徴収年度(元号：令和は9)

元号 5 期

納付の目的

1. 令和  
 5 年度  
 1 期  
(全額又は1期)

2. 令和  
 4 年度  
 確定

※収納区分  6  2

※認決区分

※内証券受領 円

(住所) 〒905-0011 名護市  
 宇宮里  
 148-5

(氏名) 沖縄県議会木松文信事務所  
 未松 文信

股

EA147B0045016\$3VA7L730021508#  
 47103004496-000 0021508 E

内 訳	十	千	百	十	万	千	百	十	円
労働 保険料				1	7	7	6	0	
一般 拠出金								1	9
納付額 (合計額)				1	7	7	7	9	

あて先  
 〒900-0006  
 那覇市  
 おもろまち2丁目1番1号  
 那覇第2地方合同庁舎3階  
 沖縄労働局  
 労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。  
 領収日付等  
 出納済  
 5. 7. 10  
 沖縄海邦銀行  
 やんばる支店  
 (納付者渡し)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

事業主負担(年) 12,000円 (A) 1,000円

$$\left( \begin{array}{l} 17760 - 5760 = 12000 \\ 12000 \div 12 = 1000 \\ 1000 \times 12 + 19 = 12019 \end{array} \right)$$

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※記入は、この用紙の裏面に記載の「標準字体」でおこなってください。  
OCR等の記入は上記の「標準字体」でおこなってください。

事業主控 08 E 0021508  
EA147B0043015\$  
3VA147B0021508#

下記のとおり申告します。

期 年 月 日 修正項目番号 再入力決定コード

① 労働保険番号 4 7 1 0 3 0 0 4 4 9 6 - 0 0 0

※各種区分  
管轄(2) 03 111 業種 9416 産業分類 93

年月日 人件費  
あて先 〒 900-0006

那覇市  
おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局 hjjjos47  
労働保険特別会計歳入徴収官殿

なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合は折り返しをお願いします。

② 増加年月日(元号:令和は9) 9月 - 5日 - 6日 - 30日  
③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元月 - 日 - 月 - 日  
④ 当時使用労働者数 10万 7千 1百 1十 1  
⑤ 雇用保険被保険者数 10万 7千 1百 1十 1

※事業廃止等理由 項5  
※保険関係 項9  
※片保険理由コード 項10

区分	算定期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで	
	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	32欄参照	13920円
労災保険分	960円	2880円
雇用保険分	960円	11040円
一般拠出金	960円	19円

区分	算定期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで		
	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	960円	18.50	17760円
労災保険分	960円	3.00	2880円
雇用保険分	960円	15.50	14880円

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)  
⑰ 延納の申請 納付回数 項30

⑮ 申告済概算保険料額 13,920円	⑰ 申告済概算保険料額 5,630円
⑱ 増加概算保険料額 ⑮の(イ)-⑰	⑲ 延納の申請 納付回数 項30
⑳ 延納の申請 納付回数 項30	㉑ 延納の申請 納付回数 項30

⑳ 定期納付額	(イ) 概算保険料額(⑮の(イ)+⑰)	(ロ) 労働保険料定額(⑮の(ロ))	(ハ) 不足額(⑳の(ハ))	(ニ) 当期労働保険料(⑲の(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金定額(⑮の(イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ヘ) 一般拠出金額(⑲の(ヘ)-⑳の(ホ))	(ト) 当期納付額(ニ)+(ヘ)
第2期	17760円			17760円		19円	17779円
第3期							

⑳ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険  
㉑ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない  
㉒ 所在地 (イ) 所在地 (ロ) 名称 47-1-03 004496-000 E  
㉓ 事業又は作業の種類 事務  
㉔ 住所 〒905-0011 電話番号(0980) 43-5280  
石川市志里442-5  
㉕ 名称 沖縄県議会議員 末松文信事務所  
㉖ 氏名 末松文信  
㉗ 保険関係成立年月日  
㉘ 事業廃止等理由 1) 廃止 2) 完結 3) 解散 4) 労働者なし 5) その他

⑳ 期間別確定保険料算定内訳	労働保険分	労災保険分	雇用保険分
前期分	480円	3.00	1440円
後期分	480円		1440円
合計	960円		2880円